

医師派遣等推進事業について

1 事業目的、効果等

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣をすることで医師不足の解消を図ることを目的としている。

当該調整に基づく医師派遣を行う医療機関に対しては、医師派遣による逸失利益に相当する額を補助することで、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築する。

2 事業内容

医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成

補助先	医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う病院（派遣元の病院）
対象経費	医師派遣の対価（派遣に伴う逸失利益）
補助基準額	1,250 千円/人・月（※旧国庫基準額）
補助率・負担割合	1 / 2

3 事業の実施主体（補助先）

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者

4 事業の対象とする派遣の考え方

県医療審議会地域医療対策部会において、次の観点から事業の対象とする派遣を選定し、予算の範囲内で補助する。

(1) 派遣先医療機関が医師確保対策重点推進圏域（兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。）に所在し、次のいずれかに該当すること。

- ① 救急などの政策医療を担う医療機関
- ② 医師不足が深刻な診療科を担う医療機関

(2) 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること

(3) 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

<その他派遣条件>

- (1) 常勤として一定期間継続して派遣する場合のみでなく、例えば週1回など定期的に非常勤として派遣する場合も対象とする
- (2) 単発的な派遣は対象としない
- (3) 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても、補助対象として取り扱うこととする
- (4) 同一経営主体の病院間の派遣は対象外とする
- (5) 県外医療機関への派遣は原則として対象外とする

(参考)

1. 事業の沿革

年度	事業沿革
平成20年度	国が補正予算を計上して医師派遣緊急促進事業として国庫補助事業開始
平成26年度	医療介護推進基金に財源が変更され、医師派遣等推進事業として継続実施
令和元年度	他府県の状況等も踏まえ、同一経営主体間での派遣については、連結決算上逸失利益は発生しないものとし、補助対象外とした
令和2年度	令和2年3月に策定された医師確保計画に基づき、都市部の病院から医師確保対策重点推進圏域への医師派遣の取組を推進するため、事業実施主体の範囲を拡大。また、医師確保の取組を重点的に行う圏域を明確化するため、派遣先の医療機関を、医師確保対策重点推進圏域に所在する医療機関と定めた。

2. 補助額の計算方法

$$\text{補助額} = (\text{医師1人が1ヶ月にあげる利益}^{(*1)} \times \text{派遣人数}^{(*2)} \times \text{派遣月数} - \text{派遣先からの収入}) \times 1/2$$

(*1)

医師1人が1ヶ月にあげる利益

$$= \frac{\text{年間診療収益(入院・外来)} - \text{年間経費(医療職の人件費+材料費+その他の経費)}}{\text{医師数(常勤+非常勤)}} \times 1/12$$

(求めた額が1,250千円を超える場合は1,250千円)

(*2)

非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算

(例) 週1回派遣する場合

$$\text{派遣人数} = 1 \text{日} \div 5 \text{日} = 0.2 \text{人}$$

(※補助金算出時は年間の実働日数から算出)